

奈良県告示第二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、法隆寺西部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和六年四月三十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	西岡 登	生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目七―四六
〃	岡田 功	〃 法隆寺南一丁目六―六
〃	栗原 清	〃 法隆寺西二丁目八―五
〃	中野 秀樹	〃 法隆寺南一丁目九―五
〃	植栗 康次	〃 法隆寺西一丁目一―二六
監事	堀井 久次	〃 一丁目四―三三
〃	栗原 文男	〃 一丁目三―一七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	堀井 久次	生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目四―三三
〃	岡田 功	〃 法隆寺南一丁目六―六
〃	植栗 康次	〃 法隆寺西一丁目一―二六
〃	高永 文章	〃 一丁目六―一七
〃	松井 孝至	〃 一丁目一―二三
監事	蘆 宏之	〃 法隆寺南一丁目九―三
〃	栗原 清	〃 法隆寺西二丁目八―五
〃	塩谷 隆志	〃 二丁目二―一〇